調布市告示第３９６号

制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６及び調布市契約事務規則（昭和３９年調布市規則第３３号）第６条の規定により、次のとおり公示する。

令和　８　年１１月１９日

調布市長　林　　明　裕

第１　制限付き一般競争入札に付す案件

| 案件の概要 |
| --- |
| １　工事件名　調布市武者小路実篤記念館受変電設備改修工事 |
| ２　工事場所　調布市若葉町１丁目８番地３０ |
| ３　業種　電気工事 |
| ４　工期　契約締結日の翌日から令和１０年３月１４日まで |
| ５　工事概要　設計図書のとおり |
| ６　予定価格　３１，３９４，０００円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| ７　最低制限価格　調布市工事等請負契約における最低制限価格設定基準により設定する（予定価格の１０分の９．２から１０分の７．５までの範囲内）。なお、最低制限価格の算出に必要な予定価格の算出の基礎となった直接工事費には、現場管理費の一部に相当する額が含まれている。 |
| ８　契約保証金　契約金額の１００分の１０以上 |
| ９　参加資格要件 |
| (1)　本件工事に必要な建設業許可及び経営事項審査を受けていること。 |
| (2)　本件工事に対応する監理技術者又は主任技術者を建設業法（昭和２４年法律第１００ |

号）及び調布市建設工事における技術者等配置基準の規定に従い配置できること。なお、配置する監理技術者又は主任技術者は、本件の開札日以前に３月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(3)　現場代理人を置く場合における現場代理人は、本件の開札日以前に直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。

(4)　調布市内に本件工事に係る契約締結の権限を有する者を置く本店を有していること（調布市内営業所調査票を提出し、かつ、営業所について市から改善指示を受けている場合は、申請日において改善状況について、市の確認を受けていること。）。

(5)　調布市指名停止等措置要綱（平成１８年調布市要綱第２２０号）別表第３項第１号及び第２号に掲げる措置要件に該当し、工事契約履行成績不良による指名停止を措置され、指名停止期間終了日から１年以内に市発注工事を受注した者は、受注した工事に対する完了検査に合格していること。

(6)　本件工事の申込み以前に市発注工事を初めて受注した者は、当該工事に対する完了検査に合格していること。

(7)　申請日における最新の経営事項審査結果通知書の「電気」の総合評定値Ｐ点が５００点以上１，２００点未満の者であること。

(8)　平成３１年４月１日以降に元請として完工した官公庁発注の電気工事で、１件当たりの契約金額（建設共同企業体で完工した工事にあっては、当該契約金額に当該建設共同企業体への出資比率を乗じて得た額とする。）が本件工事の予定価格の３分の１以上の実績があること。

## 第２　制限付き一般競争入札に付す案件に共通の事項

| | |
|---|---|
| 参加申請の方法 | 電子入札サービスにより一般競争入札参加資格確認申請書を送信すること。 |
| 申請書添付資料 | なし |
| 申請書提出期限 | 令和８年１１月２６日（木）午後３時 |
| 結果通知 | 令和８年１１月２７日（金）までに一般競争入札参加資格確認結果通知書で通知する。なお、この通知は、電子入札サービスのシステムの都合から発行するもので、正式な入札参加資格を確認したものではない。 |
| 設計図書の配布 | 調布市ホームページ（「産業・しごと」→「入札・契約」→「発注情報」）からダウンロードすること。<br>配布期間　公告の日から入札書提出締切日まで |

| | |
|---|---|
| 契約条項を示す場所 | 調布市ホームページ（「産業・しごと」→「入札・契約」→「関連書式」→「標準契約約款」） |
| 質問方法 | 質問は、指定の質問書により電子メールにて総務部契約課に提出したうえで、電話連絡すること。なお、質問書は、調布市ホームページ（「申請書ダウンロード」→「事業者向け」→「請求・入札関係書式」）からダウンロードすること。<br>質問期限　令和８年１１月２６日（木）午後３時<br>ＴＥＬ　０４２－４８１－７１６６<br>Ｅ－ｍａｉｌ　keiyaku@city.chofu.lg.jp |
| 回答方法 | 入札参加申請があった者の質問について、調布市ホームページ（「産業・しごと」→「入札・契約」→「発注情報」）に質問回答書をアップロードする。<br>回答期限　令和８年１２月１日（火）午後５時 |
| 入札方法 | 電子入札サービスにより行うこと。 |
| 入札書 | 入札書は、電子入札サービス上で直接入力し、送信すること。なお、入札書は、電子入札サービス上で直接入力した内訳書とともに送信すること。 |
| 入札金額 | 契約希望金額の１１０分の１００に相当する金額（消費税及び地方消費税を除いた総価格） |
| 入札書提出期間 | 一般競争入札参加資格確認結果通知書を受領した日から令和８年１２月４日（金）午前１０時まで |
| 開札日時 | 令和８年１２月４日（金）午前１０時 |
| 入札回数 | １回 |
| 最低入札参加者数 | １者 |
| 落札予定者が提出する書類 | 開札の結果、落札予定者となった者は、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（工事）（添付書類を含む。）及び積算内訳書（落札予定者提出用）を電子入札サービス又はファクシミリにて契約課に提出すること（ファクシミリの場合は、審査の結果、入札参加資格を確認されたときは、契約書受領時に原本を持参すること。）。なお、制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（工事）及び積算内訳書（落札予定者提出用）は、調布市ホームページ（「申請書ダウンロード」→「事業者向け」→「請求・入札 |

| | |
|---|---|
| | 関係書式」）からダウンロードすること。ただし、積算内訳書（落札予定者提出用）の提出について、必要な項目が満たされている場合は、任意様式で提出できるものとする。<br>提出期限　令和８年１２月７日（月）正午<br>ＦＡＸ　０４２－４８１－７１３６ |
| 落札者の決定 | 原則として令和８年１２月８日（火）までに落札予定者の入札参加資格を確認し、電子入札サービスで通知する。 |
| 入札保証金 | 免除 |
| 前払金及び中間前払金 | 調布市契約事務規則及び調布市公共工事の前払金及び中間前払金取扱要綱（昭和５８年調布市要綱第２８号）の規定に基づき支払う（残金は、工事に対する完了検査が終了し、請求書受理後４０日以内に支払う。）。 |
| 部分払 | なし |

## 第３　全ての制限付き一般競争入札に共通の事項

| | |
|---|---|
| 入札参加資格 | １　地方自治法施行令第１６７条の４第１項及び第２項の規定に該当していないこと。<br>２　申請日において調布市制限付き一般競争入札要綱（平成２１年調布市要綱第１０号）第３に掲げる参加資格を有していること。<br>３　調布市競争入札参加資格の有資格者で、入札案件に対応する業種等に登録し、かつ、当該入札案件の参加資格要件を満たしていること。<br>４　調布市競争入札参加者心得を遵守すること。なお、調布市競争入札参加者心得は、調布市ホームページ（「産業・しごと」→「入札・契約」→「契約制度」）からダウンロードすること。 |
| 落札予定者 | 予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札をしたものを落札予定者とする。ただし、落札予定者となるべき同額の入札をした者が複数ある場合は、電子入札サービスのくじ機能により落札予定者を決定する。この場合において、落札予定者となった者の次の判定番号の者（落札予定者の判定番号が最終番号であるときは、最初の判定番号の者）を次順位者とし、以後同様に落札予定者となるべき順位を定める。 |
| 資格審査 | １　落札予定者が入札参加資格を満たしていないと認めたときは、当該落 |

| | |
|---|---|
| | 札予定者のした入札を無効として、次に低い価格をもって入札した者に対して審査を行う。この場合において、当該落札予定者に対しては、その理由を付して書面により通知する。<br>2　前項の規定により通知を受けた者は、通知を受けた日を含めて３日以内に、書面によりその理由について説明を求めることができる。回答は、説明を求められた日を含めて３日以内に書面により行う。<br>3　落札予定者が正当な理由なく期限までに資格審査のための書類を提出しないとき、又は資格審査のための指示に従わないときは、当該落札予定者のした入札を無効とし、落札予定者の権利を取り消す。 |
| 入札の無効 | 調布市契約事務規則第１７条各号及び調布市競争入札参加者心得第１３条各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる入札は無効とする。<br>(1)　虚偽の申請を行った者のした入札<br>(2)　入札参加資格を満たしていない者のした入札<br>(3)　提出期限までに入札参加資格審査のための書類を提出しない者又は入札参加資格審査のための指示に従わない落札予定者のした入札<br>(4)　内訳書の内容に著しい不備がある入札<br>(5)　前各号に掲げるもののほか、本件入札に関する条件に違反した入札 |
| その他 | 1　電子入札サービスの利用に当たっては、利用規約を遵守すること。<br>2　落札者が契約締結までに入札参加資格要件を欠くこととなったときは、契約を締結しない。<br>3　入札参加資格審査のために提出された書類は、返却しない。<br>4　落札者は、地域経済の振興や市内事業者育成の観点から、次の各号に掲げる事項に配慮すること。<br>(1)　作業員等の雇用を必要とする場合は、調布市内に住所を有する者を優先して雇用するよう努めること。<br>(2)　下請発注する場合は、調布市内事業者を優先して選定するよう努めるとともに、適正な価格で請け負わせること、下請代金を適正な期間で支払うこと等、下請契約の適正化に努めること。<br>(3)　施工に必要な資材の調達、機械の購入又は借入れ等を行う場合は、調布市内事業者から優先的に調達するよう努めること。 |

| | |
|---|---|
| | ５　落札者は、建設業法第２０条の２第２項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、市に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。 |